家を建てるとき後退敷地の確保にご協力を

4m 未満の公道に接して建築される場合には、 下の図のように道路中心線から 2m 後退するこ とになっています。

後退した敷地は自己の敷地でも建築物・工作物 は造れません。

今後、確認申請時には配置図に次のことを記入し建築主の記名捺印をお願いします。
(1) 後退敷地内に建築物・工作物を造らない。
(2) 増設で、後退敷地内に既存建築物・工作物がある場合、将来取り壊す



道路と建築について

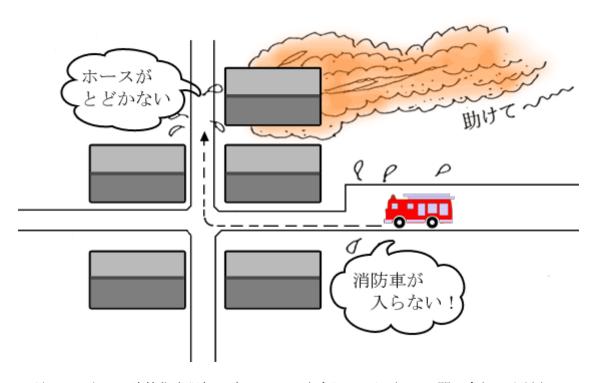
道路と建築物とは深いつながりがあります。

道路は、人や物を運ぶ本来の目的のほかに通風、採光、日照など良好な生活環境の確保と 災害時の避難、消防活動の助けなどの役目を果たしています。

このため家を建てる時は、最低 4m の道路の幅員を確保しなくてはなりません。

(建築基準法より)

隣地境界線



詳しいことは、建築住宅課(0562)-45-6314 (ダイヤルイン) へお問い合わせください。